

令和6年2月8日

## こども家庭センターの設置について

健康福祉部子育て支援課

改正児童福祉法により、市町村において、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立意義や機能を維持したうえで組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることとされており、当市は令和6年4月1日に子ども家庭センターを設置する。

なお、令和5年3月に子ども家庭総合支援拠点を福祉保健会館に設置し、すでに健康推進課の母子保健と連携を図っていることから、こども家庭センターの設置により連携体制・相談支援環境の更なる強化を図る。

## 1. 組織体制

こども家庭センターは、現在の福祉保健会館内「子ども家庭総合支援拠点」に設置し、健康推進課の母子保健と連携を図る。

## 2. 所管部署

子育て支援課を福祉保健会館に移し、こども家庭センターを所管する。センター長のもと、統括支援員、事務職、保健師、子ども家庭相談員、児童厚生員を配置し、健康推進課の母子福祉に携わる職員とともに業務を行う。なお、児童手当等の給付業務は、センター設置に合わせ総合福祉課へ所管替えする。

## 3. 主な事業

## (1) 子ども家庭総合支援拠点事業(既存事業)

市内すべての子どもとその家族及び妊産婦等を対象に、様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援を行う。

## (2) 子育て世代包括支援センター事業(既存事業)

妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要な支援や関係機関と連絡調整を行う。

## (3) 家庭支援事業 (①②③は新設、④は拡充)

① 子育て世帯訪問支援事業: 訪問による生活の支援

② 児童育成支援拠点事業: 学校や家以外の子どもの居場所支援

③ 親子関係形成支援事業: 親子関係の構築に向けた支援

④ 子育て短期支援事業・一時預かり事業